

会 議 録

会議名 (審議会等名)		令和2年度 第1回 川西市人権施策審議会		
事務局 (担当課)		市民環境部 人権推進課 内線(2412)		
開催日時		令和2年6月30日(火)午前11時~12時		
開催場所		川西市役所・4階庁議室		
出席者	委員	・岡委員 ・江見委員 ・石元委員 ・安田委員 ・西垣委員 ・南委員 ・前田委員 ・松木委員 ・石田委員 欠席: 笹倉委員、藤井委員		
	事務局	市民環境部長・市民環境部副部長・参事兼人権推進課長・人権推進課長補佐 人権推進課主事・総合センター所長		
傍聴の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数	0人	
傍聴不可・一部不可 の場合は、その理由				
会議次第	1. 開会 2. 会長あいさつ 3. 審議事項 (1)川西市パートナーシップ宣誓制度について 4. 事務連絡・閉会			
会議結果	別紙・審議要旨のとおり			

	- 開会 -
事務局	「川西市パートナーシップ宣誓制度(要綱案)」について、説明。
	【審議】
会長	はい、どうもありがとうございました。 今の説明と要綱案等について、何か、ご質問、ご指摘、あるいはご意見がありましたら、どうぞ。
委員	質問として、これらの費用の件についてはどうなっているんですか。
事務局	宣誓書及び宣誓書受領証については無料で考えております。ただし、それに必要な提出書類である、住民票や戸籍謄本とかは、別途、自費となります。
委員	別のところで、先ほどの説明のところで第3条の、川西の今回の特徴として、一方または、双方が本市に住所を有している。宝塚市なんかは、両方とも宝塚市在住でないとならないというようなところなんです。宝塚は逆にものすごいそこにこだわりがあったような気がしましてね、宝塚市以外のところで、本市と、本市のと同じような条件というのはあったと思うんですが、その辺はどうなんですか。
事務局	阪神間の尼崎市が認めております。今はもうほとんど新しく策定されてるところや、特に大阪府内の全市ではそうなっています。やはり当事者の声を拾いあげていくと、そういう方向に、変わってきていると考えております。
委員	以外に、川西の、特徴的なものは他にはないんですか。
事務局	基本的には、この制度自体が、内容、目的が同じものですので、あまりかわりません。ただ、通称名を使えるようにするとか、大半は通称名を使えるようになっているんですが、他には、返還のところ、宝塚市や伊丹市では、片方が転出されると、その時点でパートナーシップが解消されます。 ですが、それでは、事情によって親の介護であるとか仕事の関係で一人が転出しなければいけないという場合に、パートナーシップを解消しないといけない、川西市の場合は、それは解消しなくても良いと、考えております。
委員	わかりました。最後に、これは、2015年にね渋谷区と世田谷区ということで、条例でやったのと、要綱でやったのと、要綱が多いと思うんですが、条例でやるという検討はされなかったんですか。
事務局	これにつきましては、まずこの制度自体が、これまで生き辛さを抱えて生きてきた性的マイノリティのカップルの悩みを少しでも軽減しようとするのが目的です。 渋谷区の条例をみれば、事業者の責務というのは確かには設けていますが、そのかわり、当事者の方にも手数料とか、手続きの負担っていうものをかなりかけておまして、任意の後見契約とか、合意契約とか、こういうものを必要とされ、それが条件になっています。それが7万から9万程度のお金がかかります。そのあたりの議論があった中で、今、51自治体の中で条例化しているのは、3自治体だけです。後の48自治体は、やはり使い易い制度として、また当事者の方に負担をかけないということで、要綱を選択されている、と、私も理解しています。

委員	わかりました。最後に、8月1日の施行でしたね。 今日の審議会が、この一回で終わるのか、あるいは、また後日、予定されているのか、お聞かせください。
事務局	すいません。今日の一回で一旦終わらせていただきたいと思います。
委員	よろしいでしょうか。まず一つ目は、質問なんですけど、この『川西市パートナーシップ宣誓制度』について、これは、何か配ったり、ホームページで公表したり、されるんでしょうか。
事務局	これよりも少し詳細なものとしての「手引き」などを、ホームページには載せていこうと思います。
委員	それでしたら、一枚目のところの表現で、ちょっと気になるところがあるので、申しあげます。 10ページの「1.の背景」の「こうした中、性的マイノリティのパートナーの人」というのが、わかるんですが、性的マイノリティの人を、パートナーと呼ぶ、ということなんです。
事務局	本来ならば、カップルという意味なんですけれども。
委員	性的マイノリティ、二人、ちょっとよくわからないので、自分のパートナーが性的マイノリティということですか。
事務局	はい。
委員	そういうことなんです。自分は性的マイノリティではないけど、相手の人が、そうであると、そういうケースもあるし、違うケースもある、と。
事務局	一人はいわゆるマジョリティで、一人はマイノリティというケースもあるということです。
委員	ちょっとこの表現はわからなかったもので、再考していただけたらなと、思います。
事務局	はい、わかりました。
委員	私は、ちょっとこの表現は、どうかなと思ったのが、1ページの下から4行目のところで、「宣誓した事実を証明することで」、次のところは削除されてもいいかなって思ったんですが、「公的に認められたという、喜びや安心感で心が満たされるなど」のところ、ちょっと上から目線的に感じる。これなしで、「証明されることを認められたこと」と、したらどうでしょうか。 それから、この実施要綱案の第1条には性的マイノリティに係るパートナーシップの宣誓、って書かれているんですが、ここの定義にある人が、調査によると人口の10%ぐらいが、そういう方に相当すると言われてます。それで、本当に性的マイノリティなのかっていう問題意識が私の中にあります。 資料を見ると他市とか尼崎市は、性的マイノリティという言葉は第1条ではなく第2条ぐらいに入れているんですが、第1条に入れるというのはどうなんだろうっていうのが、私の中に疑問としてあります。これを川西市さんはどのように思っているんですか。 これは私の意見ですので、また、そういう意見もあったということで結構です。
会長	では、ご指摘ということで。他にありますか。

委員	二、三、お聞きしたいんですが。 この一方の方が、本市に転入する。または、転入を予定されている。伊丹市の場合は概ね1ヶ月と書いてありますが、だいたいどれぐらいか。
事務局	本市は、明記はしておりませんが、一応、転入予定というのは、1ヶ月とか3ヶ月が基本と思っています。ただ、あくまでも転入予定者を受け入れるという主旨は、今後、川西市に来られて、住居活動の準備をされるという方がほとんどだと思います。その時には、必ず転入届に、転入される予定先、予定日を入れてもらうんですが、その資料として、他市から来られる時に転出届とか、転出証明書を必ず付けてもらうようにしていますので、必ず、いつ頃、こちらの方に来られるというのは把握できます。
委員	それから後、婚姻届の場合なんですが、保証人とか確か要ったと思うんですけど、そういうのは、なしですか。また、例えば、離婚した場合は、女性の場合は半年間はダメとかそういうのがあったように思うんですが、そういうのは特にないんですか。
事務局	この制度は、婚姻制度のような法的な制度ではございませんので、特にそのような規定はありません。
会長	他にお気づきの点、ございましたらお出してください。
委員	一つは、市長さん自身が、このパートナーシップっていうのを、どのように感じられておられるのかなということ。 もう一つは、今言われてる宣誓っていうのには、市長さんに立ち合ってもらう中で、自分の意見、自分の感情、言葉を示すための誓いの言葉っていう事かな。そして、パートナーシップっていうのは、ただパートナーとして認めていただくための制度かなというように理解しているんですが、いかがなんでしょうか。
事務局	まず一点目の、市長の考え方ですが、この制度は先ほど申しましたが、人権の両方の観点から、いわゆる生き辛さをもっておられる性的マイノリティの方に対して、実質的に婚姻、夫婦のような生活をされているにもかかわらず、法的な婚姻関係とは違い、相続権とか税金の控除とか、いろいろ受けられない、全くそういう恩恵は受けられない。そのような悩みを少しでも解消するための一つの制度ということになります。そのことは、市民のみなさまが、ありのままに自分らしく生きたいということ、そういう街づくりを進めていくということです。 それと、後、二点目ですが、ご指摘の通りだと思います。実際に、市長の前で誓うという事だけのことだと。
委員	やっぱり、今、人権の観点から云々と言われておりますが、そのパートナーシップの当事者の方の意見等もあって、こういう運びになったのか、それとも、他の市町がやっているの、川西市も人権の観点から、このパートナーシップ宣誓制度をしなければという風になったのか、どうなんですか。
事務局	前者の方です。実際、毎月一回、総合センターで、セクシュアル・マイノリティの相談・学習会を実施しておりまして、そこでの利用者の方や関係者の方から、是非、川西市でもそういう制度をつくっていただきたいという声もありました。それが発端でございます。
委員	いくら、良いものができたとしても、それを実行しなければ意味がないと思うんですね。人権施策審議会の中でも、いろいろ人権のことについてお話しさせていただいております。今、生き辛さを感じたとか、自分たちが性同一性障がいを持っておられるって方が、自分たちで名

	<p>乗れない、親にさえ言えない、というような状況の中で、人として生まれてきて、やっぱり幸せに生きたいって思うのは誰でも一緒だと思うんですね。それはやっぱり、部落差別にしる、障がい者差別にしる、高齢者差別にしる、すべての差別っていうのは、そのようなことから生じてくるんじゃないかと思うんですね。今日、いただいた資料の中にもいろいろと書かれていますが、絵に描いた餅にならないように実行していくことを期待したいなと思います。</p>
会 長	<p>この宣誓制度についてという文書の中でも、要するにカミングアウトしやすいような環境をつくること。それから、いくらパートナーであることを市長から認めてもらっても差別が強ければ全く意味がないわけです。市として、教育、啓発に努め、特に性的指向の違いなんかは気付いたり、あるいはトランスジェンダーであるということに気付いて、学校で孤立するような小中高生がいます。そういったことも考えて、教育に取り組んでいくということは明記しておりますので、この辺は、実際どう川西市がやっていくのか、私たちも注視したいと考えます。</p> <p>他に、いかがでしょうか。</p>
委 員	<p>ホームページで調べましたら、宝塚市では、これまで9組の受領証の発行があったと。他の市、阪神間で結構ですが、受領証の発行数は、わかりますか。</p>
事務局	<p>まず、宝塚市なんですが、現在、8組です。1組減ったということで、尼崎市が9組、三田市が2組、あと、芦屋市と伊丹市は、最近5月にできたところで、まだ0です。</p>
委 員	<p>それで、川西市も、そういった公表はされますか。</p>
事務局	<p>はい、ホームページの方で公表します。</p>
委 員	<p>それと、要綱案の5ページに、実際に受領証があるわけですが、これは、一組に一枚発行するのか、それぞれにお渡しするのか、それはどうなんですか。</p>
事務局	<p>それぞれです。二人でしたら2枚発行します。</p>
委 員	<p>デザイン的に、ちょっと愛想がないというか。</p>
事務局	<p>まだ、これから、デザインとかはつめていきます。</p>
委 員	<p>この件については、人権のプランの中には入っていたんですが、急いでやられるということで、今日の一回話し合いが終わったら、もう発表されるということですね。特にパブコメをとるということもなく。</p>
事務局	<p>パブコメにつきましては、一応、人権行政推進プランの時に、この内容を含めた中で行っているという形です。</p>
委 員	<p>善は急げっていいしますので、進められるのはいい事だとは思いますが、しかし、急だなあいうふうには思います。今日の議論をどのように反映されるのか、なかなかわかりにくい気はします。</p> <p>その上で、まず一つ目は、その性的マイノリティの表現についてです。今年の4月に逗子市が作ったものには、そういう文言はたぶん入っていなかったと思います。これは、当事者の皆さんにしてみると、性的マイノリティという事をことさらに言われるところのナイーブさに配慮した判断かなと思いました。</p>

	<p>もう一つが、パートナーシップ宣誓制度の趣旨のところの、『宣誓した事実を証明することで』という以下の2行程は、私も違和感を持ちました。</p> <p>感じ方は、人それぞれだと思いますけれども、心の琴線に触れるような箇所かなと思いますので、少し配慮があればいいかなと私も思いました。</p> <p>後、これは8月1日に交付されて、その後、広く周知していくため、ここに書いてあるような事業者とか教育とかでやっていかれると思いますが、それは特にプランを立ててやっていく訳ではなくて、様々な行政施策の中で行われていくというふうに思っているんですが、</p>
事務局	<p>まず、用語の関係なんですけど、かなり私たちも悩みました。どのような表現がいいのか。今、皆さまから、ご意見いただいたところですが、また会長とご相談をさせていただいて、どのような表現が適切なのか考えさせていただきたいと思います。</p> <p>後、今後の進め方なんですけど、まず、今日ご協議いただいて、ご意見いただきましたので、またその部分については修正等、検討させていただきます。7月には、市議会の方にも説明する場を持っていただくよう調整を進めております。そこでも様々なご意見をいただくと思っておりますので、それも反映した形で、最終形にしていければと思っております。それで、その最終形は、また審議会の皆さんにお示しさせていただきます。</p>
委員	<p>ここ最近、こういう形で、パートナーシップ宣誓制度を導入していかれるところが増えてきていますが、なかなか公的に効力を持つような部分はないので、当事者のみなさんが望むような内容ではまだないと思います。今後、川西市として、特にこの部分に力を入れてやっていきたいなぁというところが一つでもあると良いなぁというか、わかりやすいなぁと思います。だから、公的な施策として、これだけはこの時点までに実現していきたいという目標の一つぐらい持っていたら、わかりやすいかなぁという風には思います。これは、意見です。</p>
事務局	<p>川西市のつくろうとしている制度は、多くのところがそうであるように人権擁護という観点からつくっておりまして、他市で作っているパートナーシップ宣誓制度の中には、事実婚を認めるようなところがあります。すると性的マイノリティではない方も含めた形の実態ということになります。よってそういう市は、性的マイノリティという言葉を出していないところもあるかと思えます。</p>
委員	<p>私がパートナーシップの当事者ならば、本当に宣誓だけでいいかなと、すごく疑問がある。同じ人間として、対等なことなのに、宣誓証だけもらって市長さんに認めてもらって、パートナーだからっていう事だけで、いいのかなって。もう少し違う意味があるんじゃないのっていう部分が気になってなりません。</p>
事務局	<p>今の日本では同性婚というのは認められていません。それに対して、はじめの一步というんでしょうか、各自治体で、こういう制度を作っていくことによって、それが全国に広がって行って、それが大きな波となって国が動く、そういうような形にはならないかなという期待はしているんですが、</p>
会長	<p>はい、「宣誓制度について」という4ページからなる文章の4ページ目にある、【受領証の適用】で、「受領証の提示により、市サービスの適用が可能となるものについて、今後、さらに調査を行い、適用範囲の拡大に努める。」という事で、これは単にその受領証を出して終わりという事ではなくて、市としてどのようなサービスが提供できるのかという、その調査に努めて拡大していくという姿勢が示されていますので、そのところは、一定程度カバーできているのかなという気がします。</p> <p>それから、川西市の特徴なんですけど、今日配布された資料を見ますと、第2条の性的マイノリティの定義なんですけど、川西市の場合は、いわゆる性的指向が異性愛のみでない者、要するに同</p>

	<p>性愛者や両性愛者、それからア・セクシャルという、要するに性的欲求をもたない人たちと、そういった異性愛者でない人たちと、それからトランスジェンダーで、身体の性と心の性が一致がないという、それに加えて、「また」としてですね、身体の性と心の性が一致しなくてかつ性的指向が異性愛のみでない、要するにトランスジェンダーであって同性愛者である人、トランスジェンダーであって両性愛、あるいは無性愛者であるという人を加えて説明しているという点は他市にはない特徴だと思います。</p> <p>それともう一点、芦屋市、尼崎市、伊丹市はですね、「性自認と戸籍上の性が異なる」という説明になっています。要するに身体の性というのを戸籍上の性っていうので説明しているんですが、これだと戸籍を持たない外国人というのはどうなるんだということになりますので、そういった配慮に欠けている点というところを、「身体の性」という言葉で外国人に対する配慮も行っているという点は、特徴かなと私は思いました。</p> <p>はい、他に、お気づきございますでしょうか。</p>
委 員	<p>先ほども少し話題になったんですが、「川西市パートナーシップ宣誓制度について」の、1ページの2の下から4行目、ここの「宣誓した事実を証明することで、」というこの2行の辺り、私もちょっと気になった部分でして、えっと一つ参考として「宣誓した事実を証明することで、二人の関係を尊重し、その個人の尊厳を尊重するという点で、大きな意義があります。」という風な、「個人の尊厳を尊重する」というそういうふうな意味で言ったら、少しクリアができるのかなと、そんな風なことを思いました。</p> <p>それと、えっとあのこの、今日あのいただいた各市の比較の分の伊丹さんの一番最後のところに「見直し」というふうにあるんですけども、あの、これはひとつ大事なことがなっているのは、この性的マイノリティの人権分野でもまだ最近出てきたところで、まだまだこれからどんどん変わっていく要素があるだろうな、と。そういう点ではこういう文章を載せる載せないは別にして、今回出して、じゃあそれでも川西はある程度できているんですよっていうのではなくて、こうどんどん変えていかないと、その人たちの思いに、そういう状況は変わっていくという事を、そういう事も頭に入れておいた方がいいのかなって、はい、これは感想ですから、以上です。</p>
委 員	<p>今日出ている課題については、学校の教育とか保育に関わる部分もよくある状況だと思っています。そのうえでなんですが、私も現場を見て、実際に使用する時とか、学び合いをする時に、難しいなと思ったのが、先ほどから話題になっている性的マイノリティという言い方が、何か少し問題というか課題というものを感じるところがあります。LGBTQ という形で、現場では学びをしているところなんですけど、あえて、少数であるからこそ、それに課題を秘めているという意味で使用されているのか、「マイノリティ」という言葉の使い方について、自分自身も含めて、整理があるかなと思います。そういった意味では、「宣誓制度について」の4ページの第3条の【宣誓の対象者の要件】の で、「一方又は双方が性的マイノリティであること」というのも書いてあって、これは要綱ではないので、注視することではないのかもしれませんが、ただ、そういうばやけて、どうやって理解するのか、難しい問題を持っているなあと感じています。これは意見です。</p>
会 長	<p>はい、先ほどから、各委員からのご指摘になった点なんですが、「公的に認められたという喜び云々」というところについて、ここの2行にわたる部分は削除しても意味は通じますので、削除するという事と、後、「個人の尊厳を尊重し」を入れるかどうかについては、尊重っていうのが二つ続くという事もありますので、この点は、会長に一任という事でお願いできるでしょうか。</p> <p>それと、A委員がご指摘になった、同じ1ページの真中辺りの「性的マイノリティの、パートナーの人から」というのは、確かに、これは意味がとりにくいので、この点も表記の仕方は考えていき</p>

事務局	<p>たいと思います。</p> <p>それから、B委員からのご指摘の、伊丹市が最後に「見直し」の言葉を付けてるっていうのは、これは大事なことです。このセクシュアルマイノリティを取り巻く環境っていうのも大きく変化してきましたし、また今後も、変化していくことは充分考えられます。人権意識の高まりの中で、また新たな問題も出てくるのは当然考えられますので、こういった見直し規定っていうのは、すごく大事だと思いますので、この点は、事務局と相談の上で、考えてみたいと思います。</p> <p>他に、いかがでしょうか。はい。大体出尽くしたということで、よろしいでしょうか。では先ほど言った点は、この後に事務局と詰めていきますので、会長一任という事で、よろしくお願ひします。</p> <p>そうしましたら、他にないようでしたら、予定しておりました審議事項は、これですべて終了いたしました。それでは、進行を事務局の方に、お返しいたします。</p> <p>会長、どうも、ありがとうございました。</p> <p>本日、皆様からいただきましたご意見やご助言につきましては、先ほど会長がおっしゃいましたように、事務局と会長の方で取りまとめいたしまして、パートナーシップ宣誓制度確定の際にはお知らせしたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願ひいたします。</p> <p>以上を持ちまして、本日の川西市人権施策審議会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。</p> <p>- 閉会 -</p>
-----	---